

防衛省訓令第 38 号

装備取得委員会に関する訓令を次のように定める。

平成 27 年 10 月 1 日

防衛大臣 中谷 元

装備取得委員会に関する訓令

改正 令和 3 年 3 月 16 日省訓第 9 号

令和 3 年 3 月 31 日省訓第 18 号

装備審査会議に関する訓令（昭和 29 年防衛庁訓令第 17 号）の全部を改正する。

（設置の目的）

第 1 条 装備品等のプロジェクト管理に関する訓令（平成 27 年防衛省訓令第 36 号）及び装備品等の研究開発に関する訓令（平成 27 年防衛省訓令第 37 号）の規定により審議を要する事項をはじめとする取得及び技術に関する重要事項、装備品等及び役務の契約の相手方の選定に先立ち行う調達の相手方の選定に関する事項並びに自ら調査審議すべきと判断した事項について、防衛大臣の諮問に応じて審議及び答申するほか、

防衛大臣に所要の報告を行うため、防衛省に装備取得委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の構成等）

第2条 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって構成する。なお、議案が衛生資材に関するものである場合には、衛生監を委員として加えるものとする。

- (1) 事務次官
- (2) 防衛審議官
- (3) 大臣官房長
- (4) 防衛政策局長
- (5) 整備計画局長
- (6) 統合幕僚長
- (7) 陸上幕僚長
- (8) 海上幕僚長
- (9) 航空幕僚長
- (10) 情報本部長
- (11) 防衛装備庁長官
- (12) 防衛装備庁防衛技監

- 2 委員長は、防衛大臣が指名する防衛副大臣又は防衛大臣政務官をもって充てる。
- 3 委員長は、会議を主宰する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が特に指示するときは、委員長があらかじめ指名する委員が、委員長代理として委員長の職務を行う。
- 5 委員長は、委員会における審議のため必要があると認めるときは、第1項に掲げる委員以外の者を委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。
- 6 委員長は、議案の性質により委員を限定する必要があると認めるときは、第1項に掲げる委員のうち一部のものをもって委員会を開催することができる。

(調整部会)

第3条 委員会に、調整部会を置く。

(調整部会の構成等)

第4条 調整部会は、議長及び次に掲げる委員をもって構成する。なお、議案が衛生資材に関するものである場合には、調整部会を構成する委員の官職に相当する

衛生部門の官職にある職員を、指揮通信に関するものである場合には、統合幕僚監部指揮通信システム部長を、それぞれ調整部会の委員として加えるものとする。

- (1) 防衛装備庁防衛技監
- (2) 大臣官房長が指定した者
- (3) 防衛政策局次長
- (4) 整備計画局長が指定した者
- (5) 統合幕僚監部防衛計画部長
- (6) 統合幕僚監部首席後方補給官
- (7) 陸上幕僚監部防衛部長
- (8) 陸上幕僚監部装備計画部長
- (9) 海上幕僚監部防衛部長
- (10) 海上幕僚監部装備計画部長
- (11) 航空幕僚監部防衛部長
- (12) 航空幕僚監部装備計画部長
- (13) 航空幕僚監部科学技術官
- (14) 情報本部長が指定した情報官
- (15) 防衛装備庁長官官房装備官（議案に係る事務を所

掌する装備官に限る。)

(16) 防衛装備庁長官官房審議官

(17) 防衛装備庁装備政策部長

(18) 防衛装備庁プロジェクト管理部長

(19) 防衛装備庁技術戦略部長

(20) 防衛装備庁調達管理部長

(21) 防衛装備庁航空装備研究所長、陸上装備研究所長
、艦艇装備研究所長及び次世代装備研究所長（議案
に係る事務を所掌する所長に限る。）

2 議長は、防衛装備庁長官をもって充てる。

3 議長は、会議を主宰する。

4 議長に事故があるとき、又は議長が特に指示するときは、議長があらかじめ指名する委員が、議長代理として議長の職務を行う。

5 議長は、調整部会における審議のため必要があると認めるときは、第1項に掲げる委員以外の者を調整部会に参加させ、意見を述べさせることができる。

6 議長は、議案の性質により委員を限定する必要がある

ると認めるときは、第 1 項に掲げる委員のうち一部のものをもって調整部会を開催することができる。

(説明員)

第 5 条 委員は、必要に応じ部下の職員を説明員として帯同することができる。

2 説明員は、委員長又は議長の許可を得て、議事に関し必要な説明を行うことができる。

(審議の方法)

第 6 条 議案は、調整部会の議を経て、委員会の議に付するものとする。

2 前項の議案が、次に掲げるもののいずれにも該当しない場合には、調整部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。この場合においては、調整部会の議決について、委員長に報告するものとする。

(1) 装備品等の取得に関する特に重要な事項に係るものの

(2) 装備品等の研究開発の方針及び技術に関する特に重要な事項に係るもの

(3) 装備品等及び役務の契約の相手方の選定に先立ち
行う調達の手当方の選定

3 議案が特定の幕僚監部又は情報本部（以下本項において「幕僚監部等」という。）に係る装備品等に関するものである場合には、他の幕僚監部等の委員の出席を要しないものとする。

（技術評価部会）

第7条 適切な研究開発の実施を図ると共に委員会における審議に資するよう、装備品等の研究開発に関する分析及び評価を行わせるため、委員会に、技術評価部会を置く。

2 部会長の指名その他の部会の運営に関し必要な事項は、防衛装備庁長官が別に定めるものとする。

（学識経験者）

第8条 委員長及び議長並びに前条第1項の技術評価部会の部会長は、特に必要があると認めるときは、部外の学識経験者に出席を要請し、その意見を聞くことができる。

(委員会、調整部会及び技術評価部会の庶務)

第 9 条 委員会、調整部会及び技術評価部会の庶務は、
防衛装備庁装備政策部装備政策課及び技術戦略部技術
計画官が処理する。

(委任規定)

第 1 0 条 この訓令の実施に関し必要な事項は、防衛装
備庁長官が定める。

附 則

この訓令は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 1 6 日省訓第 9 号)

この訓令は、令和 3 年 3 月 1 8 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 3 1 日省訓第 1 8 号)

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。